

I 基本方針

公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団（以下「事業団」という。）は、事業団の設立目的である「就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与すること」の実現に向けて、以下の基本的考え方に基づき、各種事業を実施するものとする。

【基本的考え方】

- 1 「ワークサポート杉並事業推進プラン（令和6年度～令和8年度）」で計画化した取組の着実な実施を図り、数値目標の達成を目指す。
- 2 相談業務や各支援業務の実施にあたっては、利用者一人ひとりの障害特性や多様性に適切に配慮し、利用者本位のサービス提供を行う。
- 3 国や東京都、杉並区（以下「区」という。）の制度改正をはじめ、障害者雇用を取り巻く環境変化に的確に対応する。

重点的な取組としては、昨年度から開始した重度障害者等を対象とする「スタートアッププログラム」の訓練プログラムを利用者の特性や状況に応じて内容の充実を図るとともに、企業等に対する週20時間未満勤務の短時間雇用を中心とした職場開拓の取組を強化する。また、本年10月から開始予定の「就労選択支援」事業の実施に向けて、必要な検討と調整を行い、円滑な事業開始を目指す。

なお、各種事業の実施にあたっては、区の障害者就労における中核的な役割を担う機関として、障害者福祉施設や医療機関等の関係機関と連携・協働して取り組むとともに、常に点検・見直しを行い、効率的・効果的な事業執行に努めるものとする。また、事業の推進を支える職員のワーク・ライフ・バランスの充実と健康管理に留意するとともに、人材育成計画に基づいて職員の意欲と能力のより一層の向上を図ることとする。

II 事業計画

第1号事業 障害者に対する就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援

事業名・事業概要	規模等																				
<p>1 就労相談</p> <p>(1) 相談業務 就労希望や就労中の障害者等に対し、安定した職業生活を送るため、就労に関する情報提供をはじめ、日常生活面を含めた幅広い相談業務を行う。</p> <p>(2) 相談体制の充実【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重度障害者や精神障害者等(以下「重度障害者等(※)」)というからの相談に対応するために、重度障害者等を対象としたスタートアッププログラムの利用を推奨するとともに、希望や適性に応じた就労面及び生活面の社会資源を提案し、障害の多様化に対応した相談を実施する。 ○ また、定着支援事業利用者の増加に対応するために、平日の相談時間の延長と土曜相談を継続実施する。 <p>(※)重度障害者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1、2級を保持している者及び3級該当障害を2以上重複して有する者 ②愛の手帳1、2度を保持している者及び障害者職業センターにより職業上重度と判定された者 ③精神障害者(主治医により短時間勤務が望ましいと判断された者) ④短時間雇用を希望する精神障害者 ⑤就職も福祉サービス事業所への通所もしていない未就労の在宅障害者等 	<table border="0"> <tr> <td>電話等</td> <td>8,000件</td> </tr> <tr> <td>来所</td> <td>1,500件</td> </tr> <tr> <td>訪問等</td> <td>2,500件</td> </tr> <tr> <td>利用推奨人数</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【平日の相談時間の延長】</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>毎週木曜日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>19時まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【土曜相談】</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>毎月第2土曜日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>9時～16時</td> </tr> </table>	電話等	8,000件	来所	1,500件	訪問等	2,500件	利用推奨人数	24人	【平日の相談時間の延長】		実施日	毎週木曜日	実施時間	19時まで	【土曜相談】		実施日	毎月第2土曜日	実施時間	9時～16時
電話等	8,000件																				
来所	1,500件																				
訪問等	2,500件																				
利用推奨人数	24人																				
【平日の相談時間の延長】																					
実施日	毎週木曜日																				
実施時間	19時まで																				
【土曜相談】																					
実施日	毎月第2土曜日																				
実施時間	9時～16時																				
<p>2 利用者に対する就労・生活支援及び定着支援</p> <p>(1) 就労・生活支援 ハローワークや相談支援事業所等の関係機関と連携し、利用者の個別支援計画に基づいた就労支援とともに必要な生活支援を一体的に行う。</p> <p>(2) 定着支援 就職後は安定して働き続けられるよう、電話相談・面談・職場訪問等の定着支援を行う。</p> <p>(3) 困難ケースへの対応力の向上 通常の体制では支援が困難なケースについて、医療機関や福祉施設関係機関等のアドバイスを踏まえてケース検討を行うなど、職員間の情報共有と支援スキルの向上を図る。</p>	<table border="0"> <tr> <td>新規登録者数</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>登録者数累計</td> <td>1,500人</td> </tr> <tr> <td>新規就職者数</td> <td>70人</td> </tr> <tr> <td>定着支援対象者数</td> <td>850人</td> </tr> <tr> <td>随時実施</td> <td></td> </tr> </table>	新規登録者数	100人	登録者数累計	1,500人	新規就職者数	70人	定着支援対象者数	850人	随時実施											
新規登録者数	100人																				
登録者数累計	1,500人																				
新規就職者数	70人																				
定着支援対象者数	850人																				
随時実施																					
<p>3 職業評価等のアセスメントの充実【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業評価、GATB(一般職業適性検査)、パソコンスキルチェックをパッケージ化したアセスメントを実施し、アセスメントを通じて、重度障害者等への対応の工夫や配慮事項及び本人自身ができることを把握する。 ○ 把握したアセスメントに基づき、仕事のマッチングや企業へのアピール、スタートアッププログラムの充実及び就労移行支援事業の訓練プログラムの的確な実施等へつなげる。 	<table border="0"> <tr> <td>実施人数</td> <td>10人</td> </tr> </table>	実施人数	10人																		
実施人数	10人																				

事業名・事業概要	規模等																				
4 重度障害者等を対象とするスタートアッププログラム【事業推進プラン】																					
<p>短時間勤務を含む就労を希望する重度障害者等を対象に、生活リズムを整えて安定した通所に繋げるとともに、障害特性に配慮した訓練プログラムを提供するなど、事業団の就労移行支援事業とも連携を図りながら様々なプログラムを実施する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>利用者数</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>原則6か月 最長1年</td> </tr> <tr> <td>利用日数</td> <td>週2日程度</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>10時～16時</td> </tr> <tr> <td>一日あたりの利用定員</td> <td>4人</td> </tr> </table>	利用者数	12人	利用期間	原則6か月 最長1年	利用日数	週2日程度	実施時間	10時～16時	一日あたりの利用定員	4人										
利用者数	12人																				
利用期間	原則6か月 最長1年																				
利用日数	週2日程度																				
実施時間	10時～16時																				
一日あたりの利用定員	4人																				
5 職場体験実習																					
<p>就労を希望する福祉施設利用者等を対象に、就職への意欲の向上を図るために、区の要綱に基づいて区役所や区内の企業等で職場体験実習を実施する。</p>	<table border="0"> <tr> <td>実施人数</td> <td>55人</td> </tr> </table>	実施人数	55人																		
実施人数	55人																				
6 安心して働き続けるための意識啓発支援、余暇活動支援																					
<p>(1) 精神障害者交流セミナー及び発達障害者交流セミナーの実施【事業推進プラン】 働いている精神障害者及び発達障害者を対象とする交流セミナーにより、働き続けるためのコツや将来的に自立するためのヒントなどの講話を聞く場を設けるとともに、当事者同士による情報共有の場を提供する。</p> <p>(2) ワクサポ広場及び知的障害者交流会の実施【事業推進プラン】 働いている知的障害者を対象に、ワクサポ広場(平日の夕方)及び知的障害者交流会(土曜日または日曜日)を実施し、楽しみながら基本的なビジネスマナーを学べる場を設け、余暇活動支援の充実を図る。</p>	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">【精神障害者交流セミナー】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【発達障害者交流セミナー】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【ワクサポ広場】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年10回</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>毎月第3金曜日</td> </tr> <tr> <td>実施時間</td> <td>18時30分～20時</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【知的障害者交流会】</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>年2回</td> </tr> </table>	【精神障害者交流セミナー】		実施回数	年2回	【発達障害者交流セミナー】		実施回数	年2回	【ワクサポ広場】		実施回数	年10回	実施日	毎月第3金曜日	実施時間	18時30分～20時	【知的障害者交流会】		実施回数	年2回
【精神障害者交流セミナー】																					
実施回数	年2回																				
【発達障害者交流セミナー】																					
実施回数	年2回																				
【ワクサポ広場】																					
実施回数	年10回																				
実施日	毎月第3金曜日																				
実施時間	18時30分～20時																				
【知的障害者交流会】																					
実施回数	年2回																				

第2号事業 事業主に対する雇用管理に関する事項についての相談助言等の支援

事業名・事業概要	規模等
1 障害者雇用に関する情報の提供	
<p>(1) 企業向けリーフレットの作成 企業による障害者雇用を推進するため、障害者雇用制度のほか障害特性や対応方法などの内容を盛り込んだリーフレットを作成し、区内企業等に配布する。</p> <p>(2) 企業との個別相談 障害者を雇用している事業者やこれから障害者を雇用する意向のある事業者からの相談を受け、障害者の職場定着や新規雇用に関する助言、その他の援助を行う。</p>	<p>作成部数 100部</p> <p>相談件数 2,500件</p>
2 職場開拓の実施【事業推進プラン】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内近隣の企業を訪問して、重度障害者等の特性に対する配慮事項や活用できる障害者雇用制度などを説明する。 ○ 重度障害者等が通勤しやすい区内近隣の企業や週10時間以上20時間未満勤務の職場開拓を実施する。 ○ ハローワークと連携して障害者未雇用事業所を訪問し、多様な働き方に対応した新たな雇用先を開拓する。 	<p>訪問企業数 25社</p> <p>開拓企業数 2社</p>
3 企業の障害者雇用を推進するための支援	
<p>(1) 職場見学会・説明会の実施【事業推進プラン】 利用登録者や福祉施設等関係機関の利用者が企業を見学して、企業担当者から業務内容などに関する説明を聞く場を設ける。</p> <p>(2) 企業に対する訓練見学会の実施【事業推進プラン】 企業担当者が実際に訓練事業を見学して、就労を目指す障害者と交流する場を設け、障害者ができる業務内容や具体的な業務の切り出し、障害に関する配慮事項などを理解、共有できるよう働きかける。</p> <p>(3) 企業同士による情報交換会の実施【事業推進プラン】 複数の企業が同日に訓練事業を見学する場を設け、企業同士による情報交換会を実施する。</p>	<p>実施回数 年3回</p> <p>随時実施</p> <p>随時実施</p>

第3号事業 障害者就労に関する情報の収集提供及び普及啓発

事業名・事業概要	規模等
1 障害者就労に関する情報等の収集	
<p>(1) 城南ブロック就労支援連絡会への参加 都内の就労支援機関による連絡会に参加し、障害者の就労状況や障害者の就労支援に関する情報等を収集する。</p> <p>(2) 各種関係機関連絡会議への参加 区内近隣の関係機関との連携及び情報交換を行い、障害者就労や職場実習に関する情報等を収集する。</p>	<p>年4回</p> <p>障害者雇用連絡会議等参加</p>
2 障害者就労に関する情報等の提供	
<p>(1) ワークサポート杉並だよりの発行 事業団の活動状況等を紹介する広報紙を定期的に発行し、障害者就労に関する情報提供と情報発信の充実を図る。</p> <p>(2) ホームページによる情報発信 事業団の様々な事業活動や運営状況のほか、障害者雇用に関する情報を掲載し、内容の充実を図る。</p> <p>(3) 各種イベント等への参加 地域で開催される各種イベント等に参加し、事業団事業の広報活動を行う。</p>	<p>1回あたりの部数 1,300部 発行回数 年4回</p> <p>随時更新</p> <p>杉並区障害者週間事業、特別支援学校での説明会等</p>
3 障害者就労に関する情報等の普及啓発	
<p>(1) 就職準備フェアの実施 新宿区勤労者・仕事支援センター、中野区障害者福祉事業団、ハローワーク新宿、東京障害者職業センターとの共催で就職準備フェアを開催し、障害者の就労と企業による雇用の促進を図る。</p> <p>(2) ワークサポートセミナーの実施 障害者就労や障害者雇用等をテーマとするセミナーを開催し、広く障害者就労に関する理解を深める。</p> <p>(3) 発達障害者と家族の交流会の実施【事業推進プラン】 働いている発達障害者及びその家族のための交流会を開催し、情報共有の場を提供する。</p> <p>(4) 障害者の家族向けセミナーの実施【事業推進プラン】 障害者就労や障害者の将来の自立などをテーマに、障害者の家族対象のセミナーを開催し、家族同士の意見交換の場を提供する。</p>	<p>実施回数 年1回</p> <p>実施回数 年1回</p> <p>実施回数 年1回</p> <p>実施回数 年1回</p>
4 障害者雇用及び障害者就労に関する研究、分析	
<p>国の検討会議や他自治体等における施策、他の就労支援機関や障害者雇用推進企業等による支援方法に関する研究・分析を行い、支援スキルの向上を図る。</p>	<p>随時実施</p>
5 利用登録者を対象としたアンケート調査の実施	
<p>よりの確な就労支援及び定着支援の方法を検討するとともに、事業推進プラン改定の基礎資料とするため、利用登録者に対するアンケート調査を実施する。</p>	<p>調査対象 約1,450人</p>

第4号事業 地域における人材育成等、障害者就労支援の体制基盤づくりに関する支援

事業名・事業概要	規模等
<p>1 地域の関係機関との連携</p> <p>(1) 雇用支援ネットワーク会議の開催【事業推進プラン】 障害当事者の意見を直接聞いて、支援の取組に反映するとともに、福祉施設等関係機関の支援員が課題を把握して解決策を学び合い、共有できる場を提供することにより、障害者の就労支援の充実と支援力の向上を図る。</p> <p>(2) 福祉施設等関係機関の社会資源に関する情報提供【事業推進プラン】 働いている障害者を対象とした交流セミナーやワクサポ広場などにおいて、障害者地域相談支援センター「すまいる」から、働きながら使える福祉サービスなどの社会資源に関する情報を受けられる場を提供する。</p> <p>(3) 保健センターや高次脳機能障害者支援機関との情報共有及び連携の強化【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者一人ひとりの障害の特性に応じた支援方法や障害者自身が健康管理を行って障害理解を深める方法などに関して、保健センターとの情報共有を図り、連携を強化する。 ○ 高次脳機能障害者の障害特性や対応方法、障害者自身の障害理解の深め方や就労支援などに関して、高次脳機能障害者の支援機関との情報共有を図り、連携を強化する。 <p>(4) 医療機関への情報の提供と共有及び連携の強化【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の重度化や多様化に伴い、主治医への迅速な情報提供や詳細な情報共有を図り、主治医との連携を強化する。 ○ 医療機関から通院同行時の聞き取りや情報提供書などにより、精神障害や発達障害など、様々な障害や症状を抱えた方とその家族に対応するためのアドバイスを得て、支援に反映する。 <p>(5) 特別支援学校等との連携の強化 特別支援学校への学校訪問や生徒が行う採用前の職場実習への同行などを実施し、スムーズな定着支援につなげる。</p>	<p>実施回数 年12回</p> <p>実施回数 年3回</p> <p>随時実施</p> <p>随時実施</p> <p>随時実施</p>
<p>2 福祉施設等関係機関における就労促進の支援</p> <p>(1) 福祉施設等関係機関への障害者就労に関する情報提供等及び連携の促進【事業推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内の福祉施設等関係機関に対して、障害者就労に関する情報の提供を行い、福祉施設等の利用者が就職活動する際の支援を連携して行う。 ○ 重度障害者等に関する障害特性や配慮事項、環境整備などの情報共有を図り、福祉施設等の関係機関との連携を促進する。 <p>(2) 支援者向けセミナーの実施 福祉施設等関係機関の支援員に向けた障害者就労に関するセミナーを開催し、支援スキルの向上を図る。</p>	<p>随時実施</p> <p>実施回数 年1回</p>

第5号事業 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

事業名・事業概要	規模等
1 就労移行支援事業	
<p>(1) 就労移行支援事業利用者の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内の福祉施設等関係機関、福祉事務所、保健センター、障害者地域相談支援センター、特別支援学校などの情報交換を通じて、就労移行支援事業利用希望者の把握に努める。 ○ また、就労移行支援事業利用希望者の理解を深めるために、訓練室の見学や実習の受け入れなどを行う。 <p>(2) 訓練プログラムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の障害特性や希望に応じて、職業準備性を高める訓練プログラムを実施する。 ○ 外部講師による講義や施設外活動の訓練プログラムを実施する。 ○ スタートアッププログラムと緊密に連携し、事業効果の向上を図る。 <p>(3) 福祉サービス第三者評価の受審</p> <p>3年ごとの福祉サービス第三者評価を受審し、提供サービスの再点検と更なるサービス内容の向上を図る。</p>	<p>随時実施</p> <p>利用期間 2年間 利用定員 10人 開所日数 年240日 利用時間 10時～16時 就職時の定着支援 6か月</p> <p>(令和6年度受審)</p>
2 就労定着支援事業	
<p>就労移行支援事業の利用から就職して就職後6か月を経過した障害者を対象として、職場訪問や面談等による定着支援を行う。</p>	<p>利用期間 3年間 利用者数 10人</p>
3 就労選択支援事業の検討・実施【事業推進プラン】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する事業を新たに実施する。 ○ 新たなサービスの開始に向けて、国や都の動向も踏まえつつ、区と調整を図りながら実施方法等を検討し、円滑な実施を図る。 	<p>利用期間 1か月 利用者数 10人 (令和7年10月から開始予定)</p>
4 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の運営検討【事業推進プラン】	
<p>就労移行支援事業について、事業実績や事業環境の変化に応じた今後の事業運営のあり方等に関する検討を継続実施する。</p>	<p>随時実施</p>